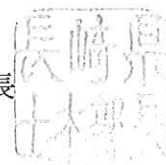


24監第312号
平成25年 2月 6日

(社) 長 崎 県 建 設 業 協 会 長
(社) 長 崎 県 中 小 建 設 業 協 会 長
(社) 長 崎 県 造 園 建 設 業 協 会 長
(社) 長 崎 県 ほ 装 協 会 長
(社) 長 崎 県 工 務 店 連 合 会 長
(社) 長 崎 県 下 水 道 建 設 業 協 会 長
(社) 長 崎 県 管 工 事 協 会 長
(社) 長 崎 県 港 湾 漁 港 建 設 業 協 会 長
(社) 長 崎 県 建 造 物 解 体 工 業 会 長
(社) 日 本 塗 装 工 業 会 長 崎 県 支 部

} 様

長崎県土木部長



建設業における社会保険等の加入対策について

このことにつきましては、平成24年5月1日付けで建設業法施行規則が改正され、同年7月1日から経営事項審査における未加入企業への評価の厳格化が行われ、また同年11月1日からは建設業の許可に際しての保険加入状況の確認・指導が行われており、全国的に未加入対策に取り組んでいるところです。

さらに本県では、本年1月から実施している平成26年度建設工事入札参加資格申請受付において、経営事項審査項目の中で保険に未加入がない者であることを要件に追加しているところです。

これらのことにつきましては、「平成24年6月12日付け24監第51号」及び「平成24年10月24日付け24監第198号」により周知をお願いしたところですが、法令遵守の徹底を図られますよう、重ねて周知をお願いします。

なお、保険の加入に併せて、保険料の納付につきましても「健康保険法」「厚生年金保険法」「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」により納付義務が定められておりますので、法律に反して納付がなされないことがないよう、法令遵守の観点から指導・周知していただきますよう重ねてお願いします。